

## 補償等の内容

本補償制度の補償内容は以下とおりです。

### ◆傷害補償

死亡補償	500万円（事故の日から180日以内に死亡） ※ 熱中症等の場合は300万円
後遺障害補償	15万円～500万円 （事故の日から180日以内以内に後遺障害） ※ 障害の程度による
入院補償	1日3,000円（事故の日から180日を限度）
手術補償	1回の手術に限り、手術の種類に応じて、保険約款に定める額 ※ 入院補償が支払われる場合のみ
通院補償	1日2,000円 （事故の日から180日以内で実日数90日を限度）

※ 補償対象となる活動の具体例

例1) 地区の夏祭りでスタッフが機材につまずき足を負傷した。

例2) 資源回収中、資源の中の危険物で参加者が手を負傷した。

例3) 野外活動中、ボランティアが交通事故に遭い死亡した。 など

(注意：補償対象とならない主な場合)

① 指導者、スタッフ又は参加者の疾病（熱中症等、特定疾病及び一般疾病を除く）又は心神喪失による事故。

② むち打ち症や腰痛等で医学的他覚症状のないもの。 など

## ◆賠償責任補償

身体賠償（対人）	限度額：1名につき1億円、1事故につき5億円
財物賠償（対物）	限度額：1事故につき500万円
保管者賠償	限度額：1事故につき500万円

### ※ 補償対象となる活動の具体例

例1) 子ども会活動のハイキング中に、指導者の監督ミスにより、参加者が負傷した。

例2) 地区の盆踊りでやぐらが倒れて下敷きになり、参加者が負傷した。

例3) 自治会で草刈りをしていたところ、草刈機の刃の回転により小石が飛び、駐車していた車の窓ガラスを破損した。 など

（注意：補償対象とならない主な場合）

- ① 自動車事故、動物に起因する事故。
- ② 市民団体等、指導者及びスタッフの故意による事故。
- ③ 指導者及びスタッフの同居する親族に対する事故。 など

## ◆弔慰金

	特定疾病弔慰金 1名につき50万円	一般疾病弔慰金 1名につき50万円
対象	急性心疾患、急性脳疾患	特定疾病、熱中症、食中毒を除く疾患
条件	市民活動中に死亡若しくは発症し、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡	市民活動中に発症してから24時間以内に死亡し、かつ、死亡原因となる疾患名が医師の診断により特定できる場合